

性犯罪の防止及び被害者支援の取組強化を求める意見書(案)

日本共産党前橋市議団

大手芸能プロダクションのジャニーズ事務所が設置した「外部専門家による再発防止特別チーム」の調査報告書では、同事務所の前社長である故ジャニー喜多川氏による多数の所属タレントに対する性加害が認定され大きな社会問題になっている。

この問題は、加害者の性嗜好の異常に加え、同氏がプロデュースの絶対的な権限を持つ構造のもとで 1950 年代から 2010 年代半ばにかけ、拒めば不利になる子どもたちの心理につけ込み行われたものであることを報告書は指摘した。

現在、被害者である元所属タレントやファンの間でも、性犯罪の再発防止や全容究明などを求める声が上がっている。

7月13日に施行された改正刑法は、同意なき性行為が犯罪となりうることが明記された。暴行や脅迫、アルコールや薬物摂取、地位の利用などにより、同意しないことが困難な状況の下で行われる性行為などが処罰されうるものとなった。

民間団体の調査では、同意に関する理解の周知啓発や性犯罪の防止につながる実効性ある取り組みが必要であるとの意見も出されている。

また国の責任で性被害者に対する支援の取り組みを強化し、誰もが性犯罪の加害者又は被害者にならない健全な社会を構築することが求められている。

よって国は、下記の通り性犯罪の防止及び被害者の救済、支援に取り組むことを強く求めるものである。

記

- 1 未成年者を守るための性犯罪防止の取り組みを強めること。
- 2 性的同意の概念に関しては要件の厳格化を含む更なる検討をすること。
- 3 性犯罪の被害者に対する救済、相談支援体制の強化に取り組むこと。
- 4 義務教育における性教育を重視するとともに性犯罪に係る教育も位置付けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。